

## 御船町小学校体育施設の優先利用及び使用料の減免に関する取扱要領

### (目的)

御船町立小中学校の施設の開放に関する条例及び御船町小学生スポーツ活動の指針に基づき、平成31年4月1日から実施する小学校運動部活動の社会体育移行に伴う移行クラブ等の、小学校体育施設の優先利用及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (優先利用期間)

小学校体育施設の優先利用期間は次のとおりとし、学校は、年に2回調整を図る。

- ①当該年度の4月1日から9月30日
- ②当該年度の10月1日から翌年3月31日

### (優先利用回数)

小学校体育施設を優先利用する場合の回数は、週3回、2時間以内(週休日は3時間以内)を上限とする。

### (優先利用時間)

小学校体育施設の夜間開放を実施していることを踏まえ、小学校体育施設の優先利用時間は、原則として学校終了時刻後(概ね午後4時30分)から午後7時50分までとする。

### (優先団体及び優先順位)

小学校体育施設の主な優先団体及び優先順位は、次のとおりとする。

#### ○優先団体①

- ・ 授業及び学校行事(PTA行事含む)、町主催行事及び町体育協会(校区体協及び種目別協会含む)行事
- ・ 学校長が必要に応じ認めた学校区内地域行事等

#### ○優先団体②(学校運動部活動から移行した総合運動クラブ・社会体育クラブ)

- ・ 総合運動クラブは、今後も優先団体②として位置づける。
- ・ 社会体育クラブは、経過措置として平成32年度まで優先とし、それ以降は④(通常申請)とする。

#### ○優先団体③(小学生を対象とした総合型地域スポーツクラブの種目及び町内のスポーツ少年団)

○以下の団体は通常受付を実施する。

- ④-1 小学生を対象とした既存の社会体育クラブ
- ④-2 町内スポーツ団体(大人を含む)等の一般貸出

#### (使用料の減免)

町は、優先団体が利用する学校施設の利用率の全部または一部を、次のとおり減免する。

##### 優先団体①

- ・ 学校行事・町主催行事は、全額減免とする。
- ・ 町体育協会行事及び学校区内地域行事は、通常料金とする。

##### 優先団体②(学校運動部活動から移行した総合運動クラブ・社会体育クラブ)

- ・ 学校運動部活動から移行した総合運動クラブは、今後も全額減免を継続する。
- ・ 学校運動部活動から移行した社会体育クラブは、経過措置として平成32年度まで全額減免とするが、それ以降は通常料金とする。

##### 優先団体③(小学生を対象とした総合型地域スポーツクラブの種目及び町内のスポーツ少年団)

- ・ 小学生を対象とした総合型地域スポーツクラブの種目・・・2分の1減免する。
- ・ 町内のスポーツ少年団・・・体育館使用料は、全額減免とする。運動場使用料は、全額減免とする。但し、照明使用は通常料金とする。

※以下の団体は、使用料の減免はしない。

- ④-1 小学生を対象とした既存の社会体育クラブ
- ④-2 町内スポーツ団体(大人を含む)等の一般貸出

#### (調整会議)

小学校は、優先団体を対象とした日程調整会議を年に2回(毎年2月及び8月)開催すること。

なお、調整会議では、施設利用の日程調整のみならず、備品等の借用や保管方法、児童の待機場所の確保等に伴う教室棟の利用方法など、学校施設の利用に関し調整を図ること。

#### (調整会議実施前の注意事項)

小学校は、調整会議前に学校行事、町行事及び町体育協会(校区体協及び種目別協会含む)行事等を整理し、使用不可を行った状態で調整を実施すること。なお、調整会議までに予定が未定の場合においては、調整が入る旨を優先借用団体に伝えること。

#### (調整後の申請)

調整会議において調整された優先団体は、小学校施設利用に関する各種規定に基づき、期限内に本申請を行わなければならない。

#### (その他の事項)

- ・ 災害発生時は、避難所としての使用を最優先する。
- ・ その他必要に応じ、詳細な注意事項は、学校が別に定めること。

※小学校は調整会議前に優先団体①について、できる限り調整を行った後で、優先団体②及び③を対象とした調整会議を実施すること。

附則 1. 本規約は、平成31年4月1日より施行する。